

北名古屋ボードゲーム交流会「るどふい〜る」 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、『北名古屋ボードゲーム交流会「るどふい〜る」』を名称とする。

(事務所)

第2条 この団体は、主たる事務所を愛知県北名古屋市xxxxに置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この団体は、一般市民に対し、ボードゲームの紹介・指導等を行うイベントを運営する事業を行い、子どもの健全育成や、地域・文化・世代間の交流を図ることで、ボードゲーム文化の発展と継承に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この団体は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この団体は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 一般市民を対象とするボードゲームイベントの運営事業
- (2) 他団体との協働によるボードゲーム文化の普及・促進事業
- (3) その他第3条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この団体の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 この団体の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この団体の目的に賛同して援助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により会長に申し込み、会長による面接を経て認可されるものとする。会長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 会長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 入会金及び会費の徴収は行わない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至った時は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至った時は、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 会員が提供した金品及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

第13条 この団体に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 会計監査 1名

(選任等)

第14条 役員は、総会において選任する。

2 会計監査は、その他役員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 会長は、この団体を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 会計は、次に掲げる職務を行う。

(1) この団体の財産の状況を管理・報告する。

(2) この団体の財産の状況について、会長に意見を述べ、若しくは役員会の招集を請求すること。

4 会計監査は、次に掲げる職務を行う。

(1) 会計の行う会計報告の監査を行う。

(2) 前号の規定による監査の結果、この団体の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。

(3) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は前2項の規定に関わらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の総会が終了するまで、その任期を延長する。

(欠員補充)

第17条 役員のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅延なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至った時は、総会の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は無報酬とする。

第5章 総会

(種別)

第20条 この団体の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(5) 事業報告及び収支決算

(6) 役員を選任又は解任、職務

(7) 団体の組織及び運営

(8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 役員が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第3号の規定により、会計監査から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があった時は、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定員数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するものの他、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号の適用については、総会に出席したものと見なす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

第6章 役員会

(構成)

第30条 役員会は、役員をもって構成する。

(権能)

第31条 役員会は、この定款で定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 役員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めるとき。
- (2) 役員から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第3項第2号の規定により、会計から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 役員会は会長が招集する。

2 会長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に役員会を招集しなければならない。

(議長)

第34条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

第35条 役員会における議決事項は、役員から提出された事項とする。

2 役員会の議事は、役員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各役員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため役員会に出席できない役員は、後日、議事録を参照して議事に対し意見する権利を持つ。必要なときは第32条第2号の規定により、役員会を再招集することができる。

3 役員会の議決について、特別の利害関係を有する役員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 役員総数及び出席者数
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第38条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄付金品
- (3) その他の収入

(資産の管理)

第39条 この団体の資産は、会計が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(事業計画及び予算)

第40条 この団体の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第41条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会計は、役員会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に順じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出と見なす。

(予備費の設定及び使用)

第42条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

(予算の追加および更正)

第43条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、暫定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第44条 この団体の事業報告書、収支計算書及び財産目録などの決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長及び会計が作成し、会計監査の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第45条 この団体の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第46条 この団体が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経なければならない。

(解散)

第47条 この団体は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする活動に関わる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

2 前項第1号の事由によりこの団体が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第48条 この団体が解散(合併を除く)したとき残存する財産は、解散時の総会にて決議した者に譲渡するものとする。

(合併)

第49条 この団体が合併しようとするときは、総会において正会員数の4分の3以上の議決を経なければならない。

第9章 雑則

(細則)

第50条 この定款の施行について必要な細則は、役員会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則

1 この定款は平成27年12月1日から施行する。

2 この団体の設立当初の事業計画及び収支予算は、第40条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。

3 この団体の設立当初の事業年度は、第45条の規定に関わらず、成立の日から平成28年3月31日までとする。